

平成30年度埼玉県清掃行政研究協議会  
調査研究事業報告書

平成31年3月

埼玉県清掃行政研究協議会

# 目次

第1章 調査研究事業の目的.....	1
第2章 調査研究のテーマ及び実施方法.....	1
1 調査研究のテーマ.....	1
(1) 家庭ごみ収集有料化実施等に関する調査.....	1
(2) ごみ屋敷に関する調査.....	2
2 調査研究の実施方法.....	2
第3章 調査結果.....	2
(1) 家庭ごみ収集有料化実施等に関する調査.....	2
【問1】家庭ごみ収集の有料化を実施していますか。.....	2
【問2】手数料の徴収方法はどのように行っていますか。(指定袋の場合は金額も) 予定を含む.....	3
【問3】指定ごみ袋はどこで購入できますか。(複数回答可) 予定を含む.....	3
【問4】徴収した手数料はどのようなことに使われていますか。 予定を含む.....	4
【問5】家庭ごみ収集有料化の実施・検討にあたり、分別収集区分の見直しなど他施策の検討を行いましたか。.....	4
【問6】他施策の実施に伴う費用はどのように手当てしましたか。(問5で2に回答した方のみ).....	5
【問7】家庭ごみ収集の有料化の対象品目はどのようなものですか。(複数回答可).....	5
【問8】家庭ごみ収集の有料化に伴い、収集方法を個別収集に変更又は検討を行いましたか。.....	5
【問9】家庭ごみ収集の有料化により、ごみ減量の効果はありましたか。(実施している市町村のみ回答).....	6
【問10】家庭ごみ収集の有料化を検討していない理由について教えてください。.....	6

( 2 ) ごみ屋敷に関する調査.....	10
【問 1】貴自治体のごみ屋敷の状況をどのように把握されているか教えてください。 ださい。 .....	10
【問 2】過去 3 年間で、貴自治体で発生したごみ屋敷の発生件数、行政が行 った片づけ件数について教えてください。 .....	10
【問 3】問 2 で、片づけ処理をした(する)場合に、廃棄物と判断した(す る)根拠について教えてください。 .....	11
【問 4】問 2 で、廃棄物と判断した(する)担当はどこか教えてください。 .....	11
【問 5】問 2 で、ごみ屋敷として片づけ処理した(する)場合、ごみ屋敷か らの廃棄物を排出した(する)人員、収集運搬及び処理方法につい て教えてください。 .....	12
【問 6】ごみ屋敷として認識した場合、他部門の担当課と広く情報共有を図 る連絡会議等の組織はありますか。また、ごみ屋敷に対応する為の 具体的な指針等がありましたら教えてください。 .....	13
【問 7】ごみ屋敷として片付けをしたケースがある場合、以下にその内容 をお願いします。 .....	14
【問 8】ごみ屋敷に関する自由意見.....	15
第 4 章  まとめ.....	18

## 第1章 調査研究事業の目的

埼玉県清掃行政研究協議会は、埼玉県内の84自治体で構成され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の適正な処理及び清潔の保持に関する知識及び技術を交流して、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、昭和42年に発足し、以来、焼却灰・ばいじん等の都市ごみ焼却灰や廃乾電池等の広域委託処理や、ごみ処理施設及びし尿処理施設における不慮の事故や災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に係る広域的な相互支援に関する事業等、各種事業を行っています。

そのうち、調査研究事業として、毎年度廃棄物に関するテーマを選定し調査事業を実施していて、今年度は2つのテーマについての調査研究を実施しました。

## 第2章 調査研究のテーマ及び実施方法

### 1 調査研究のテーマ

本調査研究では、以下の2つをテーマとして実施しました。

#### (1) 家庭ごみ収集有料化実施等に関する調査

平成28年1月21日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（基本的な方針）」が改正され、今なお、廃棄物の排出量が高水準で推移していることから、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策として一般廃棄物の減量化の目標量が明確化されました。その中で、平成32年度目標値として、1人1日当たりの家庭ごみ排出量として500グラムの目標量が設定されたところです。

このような状況の中、家庭から排出される一般廃棄物に手数料を徴収することで廃棄物を減量しようとする試みが多くの自治体でなされており、今後、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があることから、家庭ごみ有料化の取り組みについては避けられない課題となっており、このことについては既に、平成17年5月の（基本的な方針）にも市町村の役割として、「一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」との記載がなされているところです。

## (2) ごみ屋敷に関する調査

いわゆる「ごみ屋敷」問題に関しては近年、少子高齢化の進展に伴う家族構成の変化、価値観の多様化等に伴い近年その件数が増大しておりますが、この問題は個人のモラルによるところが大きいため、対応が環境部門にとどまらず、かつ、直接規制できる法令、条例等が無いため、各自治体で対応に苦慮している傾向が見受けられます。

以上の理由により、調査研究事業として上記2つのテーマを取り上げ、各自治体間における周知の取り組み、課題等について調査し、今後の参考とすることとしました。

## 2 調査研究の実施方法

本調査研究では、埼玉県清掃行政研究協議会の会員に対してアンケートを送付し、回答を取りまとめました。なお、自治体と一部事務組合の回答が重複した場合の優先順位は 一部事務組合 自治体の順としたうえで、自治体の回答として記載させていただきました。

## 第3章 調査結果

### (1) 家庭ごみ収集有料化実施等に関する調査

【問1】家庭ごみ収集の有料化を実施していますか。

#### 1 実施している・・・11市町(5市6町)

市町村名	実施開始年月	備考
松伏町	平成8年4月	
加須市	平成25年4月	
幸手市	平成18年10月	
杉戸町	昭和52年4月	
蓮田市、白岡市	平成12年4月	蓮田白岡衛生組合
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	平成8年7月	秩父広域市町村圏組合

#### 2 実施予定である・・・0

#### 3 検討中である・・・11市8町(川口市、草加市、吉川市、本庄市、美里町、神川町、上里町、川越市、狭山市、入間市、志木市、新座市、富士見市、三芳町、鶴ヶ

島市、毛呂山町、越生町、鳩山町、小川町)

4 検討していない・・・24市8町1村

【問2】手数料の徴収方法はどのように行っていますか。(指定袋の場合は金額も) 予定を含む

- ・有料化を実施しているすべての団体が指定ごみ袋方式を実施している。
- ・ステッカー方式を検討していると回答した自治体が1町あった。

【問3】指定ごみ袋はどこで購入できますか。(複数回答可) 予定を含む

場所	市町名
スーパー	6市9町 松伏町、加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、本庄市、美里町、神川町、上里町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
コンビニ	6市9町 松伏町、加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、本庄市、美里町、神川町、上里町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
百貨店	1市4町 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
行政機関	1市1町 松伏町、幸手市
文房具店	4市4町 蓮田市、幸手市、白岡市、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
ホームセンター	6市9町 松伏町、加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、本庄市、美里町、神川町、上里町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
その他(日用品を取り扱う店)	1市4町 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
その他(個人)	1市1町 松伏町、加須市

その他(薬局他管内小売店等)	2市 蓮田市、白岡市
----------------	---------------

【問4】徴収した手数料はどのようなことに使われていますか。 予定を含む

回答	市町名
ごみ処理費用に使用	7市13町 吉川市、松伏町、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、本庄市、美里町、神川町、上里町、鶴ヶ島市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
他の行政サービスに使用	該当なし
その他(未定)	8市1町 川口市、草加市、川越市、狭山市、入間市、志木市、新座市、富士見市、小川町
その他(ごみの資源化・減量化)	1市 加須市
その他(中間処理施設整備更新等)	1市3町 本庄市、美里町、神川町、上里町

【問5】家庭ごみ収集有料化の実施・検討にあたり、分別収集区分の見直しなど他施策の検討を行いましたか。

- 1 検討していない・・・19市町村
- 2 検討した・・・13市町

検討内容	市町名
指定ごみ袋導入に先立ち、平成8年1月よりカン・ビン(飲料用・酒類の空き容器のみ)の資源ごみの無料収集を開始した。	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
有料化・分別収集区分の見直しとともに検討段階ではあるが、有料化導入前に家庭ごみの減量化につながる分別収集区分の見直し(資源ごみの区分増等)を行う方針。	本庄市、美里町、神川町、上里町

分別収集区分を、それまでの4分別から6分別へ見直しを行った。	蓮田市、白岡市
分別区分を5種18分別に統一。	加須市
プラスチック製容器包装の分別収集も実施した。	幸手市

【問6】他施策の実施に伴う費用はどのように手当てしましたか。(問5で2に回答した方のみ)

回答	件数
指定袋等の価格に転嫁した	0
市費	4市7町
他施策の実施に伴う費用の増加は無かった	2市
検討したが実施しなかった	0

【問7】家庭ごみ収集の有料化の対象品目はどのようなものですか。(複数回答可)

回答	件数
可燃ごみ	6市9町
不燃ごみ	5市7町
プラスチックごみ	0
粗大ごみ	1市5町
有害ごみ	0
びん・缶	1町
ペットボトル	0
その他(塵芥)	1町
その他(未定)	11市7町

【問8】家庭ごみ収集の有料化に伴い、収集方法を個別収集に変更又は検討を行いましたか。

回答	件数
変更した	0
変更しなかった	5町

検討した	2 町
検討していない	1 2 市 5 町

**【問 9】家庭ごみ収集の有料化により、ごみ減量の効果はありましたか。**  
(実施している市町村のみ回答)

- 1 あった・・・5 市 6 町
- 2 なかった・・・0

回答内容	
不明（有料化の実施前と実施後と比較するデータの確認ができないため）	松伏町
ごみの総量 平成 24 年 44,839 t 平成 25 年度 39,870 t (11.1%減) 排出源単位 平成 24 年 1,054 g 平成 25 年度 942 g (10.6%減)	加須市
家庭ごみ有料化実施前年度である平成 11 年度の家庭ごみ排出量が 902 g/人・日に対し、有料化実施年度の平成 12 年度は 737 g/人・日であり、18.3%の減量効果があった。	蓮田市、白岡市
可燃ごみ排出量が減少し、資源ごみ排出量が増加した	幸手市
対有料化実施前（平成 7 年度） 可燃ごみ収集量・・・平成 8 年度 18.65%減 平成 29 年度 17.84%減 不燃ごみ収集量・・・平成 8 年度 26.14%減 平成 29 年度 78.98%減 資源ごみ収集量・・・平成 8 年度 53.71%増 平成 29 年度 54.29%増	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

**【問 10】家庭ごみ収集の有料化を検討していない理由について教えてください。**

自治体名	回答内容
さいたま市	本市の第 4 次一般廃棄物処理基本計画策定において、廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ「家庭ごみの有料化」については、計画目標がすべて達成されており、ごみ減量が着実に進んでいる現状において市民負担を増やすことは困難であるため、計画前期（平成 30 年度～平成 34 年度）は有料化以外の減量施策を優先し、中間目標年度（平成 34 年度）における数値目標の達成

	状況によって、計画後期（平成 35 年度～平成 39 年度）において、市民意見等を勘案しつつ、再検討することとした。
春日部市	ごみの発生量が減少傾向にあるため。
八潮市	家庭ごみに関しては広域で処理を行っているため、足並みを揃えないとまらないため。
三郷市	有料化の実施については、焼却処理を行う東埼玉資源環境組合及び、構成市町との調整が必要になるため。
鴻巣市	現状では住民の理解が得られないと考えているため。
上尾市	ごみの発生抑止に有効であると考えているが、市民への負担や計画的にごみ減量化が図られていることから、現在のところ検討していない。
桶川市	家庭ごみ収集の有料化は市民の皆様を経済的負担を求める施策であり、今後の市の廃棄物処理の状況等を踏まえて慎重に行う必要があるため。
伊奈町	住民への影響が大きいことが予想されるため。
久喜市、宮代町	久喜市及び宮代町のごみ収集については、今後数年内に衛生組合から久喜市及び宮代町に事業移管を行うことが検討されている。久喜市及び宮代町の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画には家庭ごみ収集の有料化の検討について記載があるが、有料化に付随しての戸別収集導入についての検討等、構成市町のスタンスが異なることも考えられることから、現時点で衛生組合が有料化を導入することは事務移管の妨げとなる恐れがあるため、衛生組合としての検討は行う予定がない。
熊谷市	家庭ごみの有料化は実施するにあたり、市民に新たな負担を生じることにもなるため、他の減量化の施策を進めるなかで、その効果を勘案しながら検討します。
行田市	市民に経済的負担を求めることについて、市民の合意形成を図ることができるとは思えないため。
羽生市	現時点では、時期尚早と考えておりますが、当市の廃棄物処理の状況等を踏まえて慎重に検討していきます。
深谷市	深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で、家庭ごみの有料化について、組合及び構成市町で連携を図りながら検討するとしているが、市民生活に与える影響が

	大きい等の理由から具体的な検討まで至っていない。
寄居町	広域処理のため他の構成自治体と統一している。なお、可燃ごみを清掃センターへ直接持ち込みする場合、50kgを超える部分又は畳については処理費用として手数料を徴収している。
熊谷市、深谷市、寄居町	有料化については、ごみの減量化や地域の循環型社会形成推進のための重要な施策と考えていますが、指定ごみ袋等については住民に負担を求めることになり、構成市町と慎重に検討すべき課題と考えております。
川越市	家庭ごみ収集の有料化については、循環型社会の形成に向けた施策の一つとして推進していくべきものであると考え、審議会からの答申を踏まえ、ごみ処理基本計画において重点的に取り組む施策として位置づけております。しかしながら、家庭ごみ収集の有料化は市民の皆様にも経済的負担を求める施策ですので、社会、経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえて慎重に実施の時期を検討していきます。
飯能市	市民に受益者負担させることは今のところ考えていない。
入間市	家庭ごみ収集の有料化の検討については、審議会からの答申を踏まえ、ごみ減量推進、排出量に応じたコスト負担、市民の意識向上を図るため必要な施策として、入間市一般廃棄物処理基本計画でも位置づけられています。県内自治体の有料化の導入状況を把握しながら、有料化を導入している自治体の先進事例等を見ながら、費用対効果について研究し、検討していきます。
朝霞市	現状で、家庭ごみは計画の目標の排出量を達成している状況のため。
坂戸市	市のごみ処理状況を考慮し、今後検討する予定
日高市	平成22～24年にかけて日高市廃棄物減量等推進審議会（現在は環境審議会に吸収された。）にて家庭系可燃ごみの有料化について検討を始め、まずは市全体でごみの減量に取り組み、その結果を踏まえ有料化を実施するか否か判断することになる。一定の減量効果が出たことから、有料化は当面見送りとなり現在に至る。

越生町	家庭ごみの有料化については住民の経済的負担を求める施策のため、一部事務組合及び構成市町の廃棄物処理状況等を踏まえて検討する。
鳩山町	町民よりごみの個別収集化の要望はあるが、予算等の問題から実現は不可能である。また、現状の収集方法を継続し、有料化を行った場合は町民からの反発が大きくなることが予想され、実現は困難であると思われる。
東松山市	2024年ごろよりごみの広域化処理が実施される予定のため。実施後関係市町村との協議を進めたい。
滑川町	広域処理をしているため、町単独では検討が進められないため。住民の理解が得られないため
嵐山町	ごみ減量化対策は、リサイクルの徹底や周知啓発などを優先すべきと考えている。
吉見町	住民に理解を得られるか不透明であるため
ときがわ町	可燃ごみについては比企管内の指定袋があるが、そもそも有料化を目的としたものではなく、焼却施設への影響を考慮したもの。現時点でも指定袋での排出が徹底しているとはいえ、有料化への住民の理解が得られにくいと判断するため。
東秩父村	燃えるごみについては、指定袋を採用している。有料化という観点から実施しているわけではない。(古くは焼却炉に優しい袋という観点から導入された経緯がある。現在では、管外からの不法投棄の抑制などの意味合いが強い。
東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	ごみ処理施設建設を計画している一部事務組合であるので、家庭ごみ収集の有料化に関する検討には至っておりません。

(2) ごみ屋敷に関する調査

【問1】貴自治体のごみ屋敷の状況をどのように把握されているか教えてください。

- 1 市民からの連絡により把握している・・・28市17町1村
- 2 定期的にごみ屋敷の状況調査を行い把握している・・・1市1町
- 3 その他・・・3市1村

回答内容	
他部門や警察などからの相談。	越谷市
当市ではごみ屋敷に関する業務はみどり環境課と危機管理課にて行い、みどり環境課では1を、危機管理課では国の判断基準に基づき2を担っている。	蓮田市
担当課が決まっておらず、相談や通報のあった課が対応しているため、件数等の把握はできていない。また、片づけについては、所有者が行うよう指導しており、行政による片づけは行っていない。	狭山市
福祉部門との連携。	東秩父村

- 該当なし・・・4市1町
  - 把握していない・・・6市3町
- 重複回答有り

【問2】過去3年間で、貴自治体で発生したごみ屋敷の発生件数、行政が行った片づけ件数について教えてください。

年度	発生件数	自治体数	年度	片づけ件数	自治体数
27	28	11市2町	27	2	2市
28	28	9市4町	28	5	3市1町
29	32	14市3町	29	6	4市2町

【問3】問2で、片づけ処理をした(する)場合に、廃棄物と判断した(する)根拠について教えてください。

回答内容	
本人又は所有者に廃棄物か否か判断してもらう	11市6町
行政代執行の場合：廃掃法や条例 行政代執行以外の場合：片づけ処理を行ったことがないので検討したことがない。基本的に土地の所有者・管理者が責任をもって片づける必要がある。1市	
廃棄物かどうかの判断については総合判断節を根拠としている。しかし、私有地内の廃棄物等の片づけは行っていない。	1市
個人の私有地内にある個人所有物であるため、市では片づけを行わない。	1市

【問4】問2で、廃棄物と判断した(する)担当はどこか教えてください。

- 1 環境部門担当課・・・・・・・・・・20市14町1村
- 2 その他・・・・・・・・・・8市1町

回答内容(主なもの)	
本人に判断してもらう。	春日部市
居住者が生活保護受給者だったため、生活保護の所管課(生活福祉課)が居住者本人に確認したうえで、片づけを行った。	越谷市
公共の所有・管理を管轄する担当課が判断。	蕨市
当市がごみ屋敷の状態について廃棄物かどうかを判断した事例がなく、これから判断するにしても、内部的な折衝がまず必要と考えている。	蓮田市
環境部門担当課、道路部門担当課、地域包括支援センター(本人へ確認のうえ判断)	幸手市
現状でごみ屋敷の対応をしているところはない。	朝霞市
廃棄物の処理に関する事項は環境部門だが、廃棄物かどうかの判断は所有者である。	新座市

【問5】問2で、ごみ屋敷として片づけ処理した(する)場合、ごみ屋敷からの廃棄物を排出した(する)人員、収集運搬及び処理方法について教えてください。

【排出した(する)人員】

- 1 自治会・・・・・・・・・・・・・・・・ 0市町村
- 2 ボランティア・・・・・・・・・・・・ 0市町村
- 3 自治体職員・・・・・・・・・・・・ 6市9町1村
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・ 14市4町

回答内容(主なもの)	
本人及び本人が依頼した人。	蕨市他
自治体職員が、自治会及び地域の方と連携して片づけを行う。	川越市
自治体職員と委託業者。	和光市
物件の所有者が業者に依頼して処理する。	志木市
過去の実績では、排出作業を本人及び自治体職員、県職員、自治会、近隣住民と実施した。	東松山市
行政代執行の場合：自治体職員等が行う。 それ以外の場合： ごみ屋敷の所有者・管理者がごみ置き場に排出すれば、通常のごみ収集で回収する。所有者・管理者が廃棄物を排出する。 所有者・管理者が一般廃棄物の許可業者と契約した時は、その許可業者または所有者・管理者が廃棄物を排出する。	戸田市

【収集運搬】

- 1 直営・・・・・・・・・・・・・・・・ 8市7町1村
- 2 委託業者・・・・・・・・・・・・ 5市1町
- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・ 6市5町

回答内容（主なもの）	
職員が片づける決まり（条例等）は無く、建物・土地所有者へ必要に応じ依頼する。	秩父市
廃棄物担当職員及びごみ屋敷担当職員。	草加市
行政代執行及びごみ置き場に排出された場合は委託業者が収集運搬する。一般廃棄物の業者に依頼された場合、許可業者が収集運搬する。	戸田市
一度直営で町有地に搬出したのち委託業者により運搬。	寄居町
所有者が一般廃棄物収集運搬業者に依頼。	志木市
直営及び委託。自治体職員が収集運搬したものと、本人がごみ集積所へ排出し、委託業者が収集運搬したものがある。	新座市

**【処理方法】**

- 1 自治体の処理施設で処理 . . . 16市5町1村
- 2 業者へ委託 . . . . . 1市
- 3 その他 . . . . . 2市8町

回答内容（主なもの）	
金属類は買い取り業者へ、その他処理施設で受け入れられるものは処理施設へ搬出中。	寄居町
町のごみ収集・処理を所管している一部事務組合の処理施設に処理を依頼する。	宮代町
ケースによって自治体の処理施設での処理または業者委託を選択する。	小鹿野町

**【問6】** ごみ屋敷として認識した場合、他部門の担当課と広く情報共有を図る連絡会議等の組織はありますか。また、ごみ屋敷に対応する為の具体的な指針等がありましたら教えてください。

**【組織の有無】**

- 1 有り . . . . . 2市1村

2 無し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4 市 2 2 町

**【指針の有無】**

1 有り・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 市 以下に記入をお願いします。

2 無し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2 市 2 2 町 1 村

回答内容
原則として地権者・管理者に撤去いただく。

**【問7】ごみ屋敷として片付けをしたケースがある場合、以下にその内容をお願いします。**

回答内容
市道まで物品があふれ出て通行及び近隣住民の生活環境に支障をきたす状況が長期間継続しているため、担当職員が片づけるよう指導したが、改善は見られなかった。最終的には訪問及び説得を繰り返し、所有者及び自治体職員が協力する形で市道上の物品の撤去を実施した。 草加市
居住者が生活保護受給者だったため、生活保護の所管課（生活福祉課）が居住者本人に確認をしたうえで、生活福祉課より廃棄物の所管課（リサイクルプラザ）が依頼を受け2課の共同業として片づけを行った。 越谷市
自治会等の近隣住民が片付けを手伝い、市が収集・運搬、処分を手伝ったケースがある。 鴻巣市
平成21年頃、本人及び市の福祉担当数名で片づけを実施。ただし、その際に遺品を紛失したとのことで、本人が他者の協力を拒むようになった。 久喜市
官地部分に置かれているものについて、撤去期日を定め、不用品の選定を指導。撤去期日が過ぎたため、本人が自己所有物であると主張するもの以外の占拠物を撤去。 幸手市
隣人から苦情の申し出があり、周辺住民への事情徴収及び本人への指導を行い、本人立会いのもと、環境課職員、高齢者福祉課職員及び一般廃棄物収集運搬業者よりごみを排出し、市営の処理施設で処理した。 行田市
ごみ屋敷の場所が町の観光スポットとなる公園に隣接。ごみは所有者がため込んだもののほか不法投棄されたものも混在しているとの主張があった。そのた

<p>め周囲の道路環境等の整備に併せ、環境・観光・道路部署の職員と合同で一部撤去を行った。</p> <p style="text-align: right;">寄居町</p>
<p>居住者本人と警察の立会いのもと、道路管理課が道路に出た植木を剪定し、家の中のごみは地元自治会の方と社会福祉協議会職員が片づけ、木の選定で出たごみと家の中から出たごみの運搬処分は総合クリーンセンター職員が行った。</p> <p style="text-align: right;">入間市</p>
<p>1 ごみ屋敷の情報受領 2 現地確認 3 本人へ片づけ口頭指導 4 巡回観察指導 5 町内会長から近況事情徴収 6 片づけの手伝い( 当事者が廃棄物と認めないうちは処分できないが、訪問を重ね、信頼関係が得られたことにより、市が当事者の意思に基づき協力したもの) 7 定期的に現地訪問</p> <p style="text-align: right;">新座市</p>
<p>自治会と社会福祉協議会から、ごみ屋敷による公衆衛生に悩む相談を受け協議。自治会と社会福祉協議会がごみ屋敷居住者を説得し片づけに同意した。本人立会いのもと片づけを実施し、市は清掃活動に対する支援として収集運搬作業を実施した。</p> <p style="text-align: right;">日高市</p>
<p>生活保護受給者宅(屋外)の片づけについて、環境担当課職員・地元民生委員・福祉担当課職員合同で片づけを行った</p> <p style="text-align: right;">越生町</p>
<p>平成19年2月に、ごみ屋敷と呼ばれていた個人宅敷地内の一部のごみを強制撤去した。</p> <p style="text-align: right;">東松山市</p>

**【問8】ごみ屋敷に関する自由意見**

回答内容
<p>ごみ屋敷については、ごみの収集担当だけの対応は難しいため、保健所等との連携が必要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">川口市</p>
<p>ごみ屋敷にあるものが廃棄物かどうか判断することが難しい。本人が廃棄物でないと主張した場合、行政が強制的に処理することは現実的にハードルが高く、苦情主との板挟みになる。また、敷地内のものの片づけは所有者への強制力のないお願いしかできなく、本人の意思がないと解決が難しい。</p> <p style="text-align: right;">春日部市</p>
<p>ごみ屋敷対応については、例えば収入、家族関係、仕事などの相手方の生活状</p>

<p>況が深く関わるが、現状それらを確認する術がないため、当該状況を取得できる方法が確立されると良いと思います。</p>	草加市
<p>今回のアンケートの設問にもあるように、廃棄物であるかの判断を誰がどのような基準で行うかは非常に難しいと思います。本人が廃棄物として処分したいという意思表示があればよいのですが、そうでない場合（本人はごみだと言わない場合）に本人と話を（本人を説得させる）役割を誰が担うのか、廃棄物の所管課としてどのような係り方をするのかなど、対応に苦慮するケースが多々あります。</p>	越谷市
<p>基本的に土地の所有者・管理者が廃棄物を処理すべきであるが、本人に処理する意思があれば、一般廃棄物の許可業者を紹介するなどして手助けすることはできるが意思がないと対応が難しい。</p>	戸田市
<p>家主が廃棄物として排出の意思を示さないことには行政としても手助けができない。いくら近隣住民からは、ごみとしか見えないものでも家主が財産と認識している場合は対応が困難である。また、大量のごみは個人で搬出・処分することが非常に難しいし、処理費も高額なものとなる場合がある。本来は排出者に責任があると考えられるので、行政で支援してよいものなのかという問題がある。</p>	鴻巣市
<p>ごみ屋敷に関する具体的な指針や担当部署もないが、具体的な対処の根拠や条例がない部署で私有地の雑草管理のお願い等を行うイメージでごみ屋敷に関する相談を受けざるを得なくなり対応に苦慮している。</p>	上尾市
<p>本市にはごみ屋敷に関する条例がないため、行政側からの積極的な指導ができない。今後は高齢化の進行に伴いごみ屋敷の数の増加が予想されるため、共通の対応指針を策定し、国を挙げた対策が必要と感じている。</p>	久喜市
<p>本市の場合、ごみ屋敷が空き家の場合は、北本市空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を管理者に促しています。ごみ屋敷に居住者がいる場合は、廃棄物担当がごみの適正排出を促すこととなります。福祉部門と連携する場合もあります。</p>	北本市
<p>行政代執行による費用請求を行っても支払われない場合、結局町が費用を負担することとなり、財政に余力の無い自治体では現実的に行政代執行は困難では</p>	

ないのかと考えます。

寄居町

いわゆる「ごみ屋敷」に関する問題で一番ネックとなるものに、その原因となっているものが廃棄物か否か証明するかが難しいことがあげられます。いくら本人が「ごみ屋敷」のごみを廃棄物でないと主張しても悪臭や病害虫が発生したり、周辺住民から苦情が寄せられていて明らかに生活環境保全上の支障が認められるような場合、どのような過程を経て廃棄物とみなすのか。その場合私権の侵害にはならないのか。また、みなした場合でも行政が強制的に撤去する等の条例が制定されていないため、継続的な案件となり、問題が長期化しているといった傾向があります。個人財産の管理に関する問題は、現在のところ所有者への任意のお願いにとどまっているのが実情であり、指導も強制力を持たないため、根本的な解決が難しいと考えます。

川越市

現在、市がごみ屋敷の片づけ処理を行うことは想定していない。(本人又は親族へ処理するように連絡する)

坂戸市

ごみ屋敷の1番の問題点は、投棄されているものが廃棄物か否かということだと思います。敷地内のものは居住者の所有物でもあるので、居住者がごみではないと判断した場合、通常は強制的に処分することはできません。しかしながら、発生する悪臭等で周囲の生活環境に悪影響を及ぼしていることが明白な場合、行政がそれらを廃棄物とみなして良いのかどうか判断が難しいところです。また、みなした場合でも、行政が強制的に撤去できる条例等がないため、強制撤去を実施できず、長期苦情案件になってしまう可能性が高いと考えられます。

東松山市

廃棄物と個人の所有物の判断基準が難しいと思います。また、自治体職員だけで対処しきれず、業者委託した場合の金銭負担など事前に指針等を定めておく必要があると思います。

東秩父村

## 第4章 まとめ

### (1) 家庭ごみ収集有料化実施等に関する調査について

今回の調査では、家庭ごみ収集の有料化を実施している自治体は5市6町で、検討中であると回答した自治体は11市8町であった。このうち、有料化を実施しているすべての自治体が指定ごみ袋方式を実施している。徴収した手数料の用途は主にごみ処理費用に使用されている他、ごみの資源化・減量化、中間処理施設整備更新等と回答した自治体もあった。有料化の実施・検討にあたり、分別収集区分の見直しなどの他施策の検討を行った場合の財源については、市費から手当した自治体が4市7町あった。有料化の対象品目としては、可燃ごみ、不燃ごみが最も多く、有料化に伴うごみ減量化の効果は、実施しているすべての自治体で対前年度でごみの排出量（収集量）が減少したとの回答があった。有料化を検討していない理由については、主に 経済的な負担を伴うため住民の理解が得られない ごみの発生量が減少傾向にあるという理由が多かった。

### (2) ごみ屋敷に関する調査について

ごみ屋敷の把握については市民からの連絡により把握している自治体が8割と最も多く、片付けを行った自治体も平成27年度は2件、平成28年度は5件、平成29年度は6件と年々増加している。自治体が片づけ処理をする際に廃棄物と判断した根拠については、本人または所有者に廃棄物か否か判断してもらうと回答した自治体が11市6町あった。

片付け処理する場合、自治体職員が行う場合のほか、地域住民、自治会、委託業者等が連携して行うと回答があった。

ごみ屋敷の発生件数については、平成27年度は28件、平成28年度は28件、平成29年度は32件と年々増加しているものの、担当部署が無い若しくは所管課が複数課にまたがるため統一した連携が取れない 関係法令、条例規則等が無いため、自治体からの指導が難しい 廃棄物か否かの判断が困難である等の理由のため根本的な解決が難しく問題が長期化している傾向が伺えた。